

(別紙)

**大島紬次世代普及推進事業（令和8年度地域振興推進事業）  
業務委託企画提案仕様書**

**1 委託業務の名称**

大島紬次世代普及推進事業（令和8年度地域振興推進事業）業務委託

**2 業務目的**

本場奄美大島紬（以下「大島紬」という。）の年間生産反数は全盛期の1%以下まで落ち込み、現在も減少が続いている。また、従事者についても、高齢化が進み担い手不足が問題となっている。

そこで、将来の購買層であり、従事者にもなり得る若者層を主役とした事業を行うことで、島内外の若者に対して和装文化への関心を高め、大島紬の認知度の向上を図る。また、将来的な従事者の増加を目標とする。

**3 事業主体**

鹿児島県

（協力）本場奄美大島紬協同組合

**4 委託額の上限**

3,422千円（消費税及び地方消費税を含む）

**5 契約期間**

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

**6 業務概要**

(1) 学生を対象とした大島紬着用モデル募集及び広報・調査

① 奄美群島内の高校・専門学校を対象とした大島紬着用モデル募集

【内容】

- ・ 奄美群島内の高校・専門学校を対象とした大島紬着用モデルに係る参加学校の募集（最大3校（奄美大島以外の学校を最低1校含める）から各10名程度）
- ・ 参加学校の大島紬着用モデルに対する着付けを実施
- ・ 参加学校の生徒を対象とした、大島紬に関する有識者講義を実施
- ・ 着用生徒及び周囲の生徒に対し、大島紬に関するアンケートを実施

【対象】

奄美群島内の高校又は専門学校

【着付けを行う日時】

任意の平日3日間

【着付けを行う大島紬着用モデルの人数】

1日あたり1校約10名とし、3日間で計30名程度

② 島内外の高校生・大学生等を対象とした大島紬着用モデル募集

【内容】

- ・モデル募集のため、SNSで広告を実施
- ・若年層にむけたPRのため、有識者講義イベントを実施
- ・大島紬に関するアンケートを実施

【対象】

大島紬に興味関心のある島内外の高校生・大学生等

【着付けを行う日時】

本場奄美大島紬産地まつり期間中（2月下旬頃）の休日1日及び任意の休日1日の計2日間

【着付けを行う大島紬着用モデルの人数】

1日あたり10名とし、計20名程度

(2) 広報利用素材撮影及びプロモーション

① 広報利用素材撮影

【対象】

(1)のモデル生徒

【内容】

モデル生徒が大島紬を着用している日常風景を写真・動画で記録

② 大島紬プロモーション

【内容】

上記撮影コンテンツを利用し、SNS等で情報発信を行う

## 7 業務要件

(1) 業務計画書

契約締結後速やかに、業務実施の方針、体制、工程及び打合せの計画等を記載した業務計画書を作成し、委託者と協議すること。

なお、当該計画書に変更が生じる場合は、その都度、委託者の承認を得ること。

(2) 打合せ

上記着手時のほか、実施に向けた事前の打合せ、成果品とりまとめ時等、適宜打合せを行うこととする。

## 8 事業報告

(1) 進捗状況報告

委託者の求めに応じ、事業の進捗状況や成果等について報告すること。

(2) 委託業務終了届

委託業務終了後、履行期間までに委託業務終了届を提出すること。

① 提出先 鹿児島県大島支庁総務企画課商工観光係

② 提出期限 令和9年3月31日（水）

(3) 成果物

委託業務終了届提出時に下記成果物についても併せて提出すること。

① 事業報告書（A4版カラー、データ渡し）

本業務に基づく成果については可能な限り定量的に示すこと。また波及効果の測定についても検討し、可能な範囲で示すこと。

また、本業務の結果を踏まえ、次年度以降のプロモーションに関する改善点、設定すべきKPI値について検討し、示すこと。

## ② プロモーション素材

上記「6業務概要(2) 広報利用素材撮影及びプロモーション②大島紬プロモーション」でSNS等に掲載済の画像データ

## 9 その他

- (1) 成果物の所有権、著作権の一部(※)、利用権は原則、委託者に帰属するものとする。  
※ここで示す著作権の一部とは、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第24条(口述権)、第25条(展示権)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)、第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利とする。
- (2) 本業務の成果物は、映像・画像等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。ただし、著作権等の紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、委託者は一切その責任を負わない。
- (3) 成果物が著作物に該当する場合、当該著作物に係る受託者の著作人権(著作権法第18条から第20条まで規定する権利をいう。)を行使する際は、委託者と協議すること。
- (4) 委託者及び受託者は、本事業の成果物について、業務目的を達成するために鹿児島県公式ホームページ、鹿児島県公式SNS等の各種媒体に掲載し、活用することができる。また、上記以外の利用については、委託者と受託者の双方協議の上決定するものとする。
- (5) 本委託の仕様外で、成果物の著作権の二次使用の際に、受託者の経費が発生する場合は、双方協議すること。
- (6) 業務の実施に当たっては、委託者と十分協議して進めるものとする。必要な一部の修正については応じるものとする。
- (7) 受託者は委託者に事業経過を適宜報告するものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び事業実施に当たって疑義が生じた場合は、委託者と協力し、調整を行うこと。
- (9) 本事業に係る関係法令に抵触しないよう事業を実施すること。